令和８年１１月４日

土木部監理課　入札・契約Ｇ
担　当　庄田
内　線　５０２３
外　線　076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

１　指名停止業者名及び住所

（株）里谷組　　輪島市塚田町２－１４

２　指名停止期間

令和８年１１月４日 から 令和９年２月３日 まで（３箇月）

３　指名停止事由

（株）里谷組は、令和８年１０月３０日に奥能登土木総合事務所が実施した「一般国道２４９号　道路修繕工事（雪寒関連その６）」に係る見積徴収において、落札決定後、入札金額の記載誤りを理由に、同日、契約締結を辞退した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第２第１６号に該当すると認められるため、指名停止とする。（土木部入札審査委員会決定）

（参考）

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第２（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措置要件	期　　間
（不正又は不誠実な行為） 16　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	１箇月以上　９箇月以内